

## 生命の海科学館見直し検討委員会準備会要綱（案）

（目的及び設置）

第1条 蒲郡市は、生命の海科学館見直し検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置に関し必要となる事項を協議するため、生命の海科学館見直し検討委員会準備会（以下「準備会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 準備会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 検討委員会委員の構成及び選出・募集の方法に関する事項
- (2) 検討委員会設置要綱案の作成に関する事項
- (3) その他検討委員会の設置及び円滑な運営に必要な事項

（準備会の構成等）

第3条 準備会は、次の各号に掲げる委員によって構成する。

- (1) 議会代表者2名以内
- (2) 市内有識者1名
- (3) 市民代表者2名以内（公募）
- (4) 行政代表者2名以内

2 委員の任期は、協議結果を市長に報告する日までとする。

3 準備会に会長を置き、委員の互選により選出する。

4 準備会に会長の指名により副会長を置く。

（準備会の運営）

第4条 会長は、準備会を召集し、主宰するとともに会務を総理する。

2 準備会は、必要があると認めるときは、関係する職員等の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（会議の公開）

第5条 準備会の会議は、公開を原則とする。

（事務局）

第6条 準備会の事務局は、企画部企画広報課（蒲郡情報ネットワークセンター・生命の海科学館）に置く。

（雑則）

第7条 準備会はこの要綱に定めるもののほか、準備会の運営に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

この要綱は、平成19年12月18日から施行する。